

令和8年度

## 花巻市石鳥谷地域協議会第1回会議

日時 令和8年5月19日（火）午後2時00分～

場所 花巻市石鳥谷総合支所 3階 大会議室

— 辞令交付 —

1 開 会

2 挨拶

3 会長及び副会長の選出について

4 説 明

(1) 石鳥谷地域の学校統合検討経過と今後の進め方について

(2) その他

5 閉 会

## 花巻市石鳥谷地域協議会委員名簿

任期：令和8年5月1日～令和10年4月30日

| No | 委員構成 | 氏名     | フリガナ       | 摘 要                  |                       |
|----|------|--------|------------|----------------------|-----------------------|
|    |      |        |            | 役職等                  | 選出母体等                 |
| 1  | 1号委員 | 佐藤 日登美 | サトウ ヒトミ    | 石鳥谷町女性団体連絡協議会        | 石鳥谷町女性団体連絡協議会         |
| 2  | 1号委員 | 藤原 けい子 | フジワラ ケイコ   | 花巻市石鳥谷地区民生委員児童委員     | 花巻市石鳥谷地区民生委員児童委員協議会   |
| 3  | 1号委員 | 高橋 朋和  | タカハシ トモカズ  | 花巻商工会議所青年部石鳥谷ブロック長   | 花巻商工会議所               |
| 4  | 1号委員 | 菅原 紳   | スガワラ シン    | 花巻農業協同組合青年部石鳥谷支部副支部長 | 花巻農業協同組合              |
| 5  | 1号委員 | 佐藤 淑憲  | サトウ ヨシノリ   | 八幡小学校PTA会長           | 花巻市PTA連合会北ブロック(石鳥谷地域) |
| 6  | 1号委員 | 川村 政利  | カワムラ マサシ   | 好地地区まちづくり委員会理事       | 好地地区まちづくり委員会          |
| 7  | 1号委員 | 熊谷 俊彦  | クマガイ トシヒコ  | 大瀬川活性化会議             | 大瀬川活性化会議              |
| 8  | 1号委員 | 柏原 一弘  | カシワバラ カズヒロ | 八日市地区コミュニティ会議会長      | 八日市地区コミュニティ会議         |
| 9  | 1号委員 | 高橋 元一  | タカハシ モトカズ  | 八幡まちづくり協議会副会長        | 八幡まちづくり協議会            |
| 10 | 1号委員 | 小原 裕子  | オハラ ユウコ    | 八重畑コミュニティ協議会会長       | 八重畑コミュニティ協議会          |
| 11 | 1号委員 | 佐々木 一也 | ササキ カズヤ    | 新堀地区コミュニティ会議会長       | 新堀地区コミュニティ会議          |
| 12 | 2号委員 | 菅原 康之  | スガワラ ヤスユキ  | 学識経験者                |                       |
| 13 | 3号委員 | 中村 萬敬  | ナカムラ カズタカ  | 公募委員                 |                       |

令和8年度花巻市石鳥谷地域協議会（第1回） 市出席者名簿

【説明者】

| 役職名                             | 氏名    |
|---------------------------------|-------|
| 花巻市教育長                          | 佐藤 勝  |
| 花巻市教育委員会教育部長                    | 瀬川 幾子 |
| 花巻市教育委員会教育部教育企画課長               | 瀬川 猛  |
| 花巻市教育委員会教育部教育企画課長補佐             | 菊池 豊  |
| 花巻市教育委員会教育部教育企画課<br>総務企画係 行政事務員 | 瀬川 勝司 |

【事務局】

| 役職名                         | 氏名    |
|-----------------------------|-------|
| 石鳥谷総合支所長                    | 畠山 夕子 |
| 石鳥谷総合支所地域振興課長               | 高橋 誠  |
| 石鳥谷総合支所市民サービス課長             | 清水 賢子 |
| 石鳥谷総合支所地域振興課地域支援監           | 砂川 秀輝 |
| 石鳥谷総合支所地域振興課長補佐兼<br>地域づくり係長 | 高橋 美穂 |
| 石鳥谷総合支所地域振興課地域づくり係<br>上席主査  | 新田 正幸 |
| 石鳥谷総合支所地域振興課地域づくり係<br>主査    | 大沼 季生 |

花巻市地域自治区設置条例（平成18年1月1日条例第22号）

最終改正:

改正内容:平成18年1月1日条例第22号 [平成19年7月1日]

○花巻市地域自治区設置条例

平成18年1月1日条例第22号

花巻市地域自治区設置条例

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第202条の4の規定に基づき、市の区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称及び区域）

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

| 名称          | 区域         |
|-------------|------------|
| 花巻市大迫地域自治区  | 花巻市大迫町の区域  |
| 花巻市石鳥谷地域自治区 | 花巻市石鳥谷町の区域 |
| 花巻市東和地域自治区  | 花巻市東和町の区域  |

（地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域）

第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

| 位置                 | 名称         | 所管区域           |
|--------------------|------------|----------------|
| 花巻市大迫町大迫第2地割51番地4  | 花巻市大迫総合支所  | 花巻市大迫地域自治区の区域  |
| 花巻市石鳥谷町八幡第4地割161番地 | 花巻市石鳥谷総合支所 | 花巻市石鳥谷地域自治区の区域 |
| 花巻市東和町土沢8区60番地     | 花巻市東和総合支所  | 花巻市東和地域自治区の区域  |

（地域自治区の事務所の長）

第4条 地域自治区の事務所の長は、それぞれの総合支所長の職にある者をもって充てる。

（事務の所掌）

第5条 地域自治区においては、次の事務を所掌する。

- (1) 地域住民の意見を反映した、地域の振興に関すること。
- (2) 地域固有の歴史及び文化の保存・伝承に関すること。
- (3) 地域コミュニティの醸成に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

（地域協議会の名称及び委員）

第6条 法第202条の5の規定に基づき地域自治区に設置する地域協議会の名称は、次のとおりとする。

| 地域自治区       | 地域協議会の名称    |
|-------------|-------------|
| 花巻市大迫地域自治区  | 花巻市大迫地域協議会  |
| 花巻市石鳥谷地域自治区 | 花巻市石鳥谷地域協議会 |
| 花巻市東和地域自治区  | 花巻市東和地域協議会  |

2 地域協議会は、それぞれ委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、第2条に定める区域内に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 公共的団体から推薦された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（地域協議会の会長及び副会長）

第7条 地域協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の同意をもって、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。

（地域協議会の権限）

第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、次に掲げる事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ地域協議会に諮問し、意見を聴かなければならない。

- (1) 新市建設計画に関する事項
  - (2) 基本構想及び総合計画に関する事項
  - (3) 各種地域計画に関する事項
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- (地域協議会の会議)

第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(委員の報酬)

第10条 市長その他の市の機関により諮問されたものについて審議する場合においては、委員に対し、報酬を支給する。

(地域協議会の庶務)

第11条 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

---